

## ○八女西部広域事務組合契約規則

(令和6年9月2日 規則第3号)

(目的)

第1条 この規則は、八女西部広域事務組合の契約事務の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(規則の準用)

第2条 契約事務の取扱いについては、筑後市契約規則（平成7年規則第11号）を準用する。

2 前規則中「市長」を「組合長」に読み替える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。